

まちづくりルール  
まちづくりルール

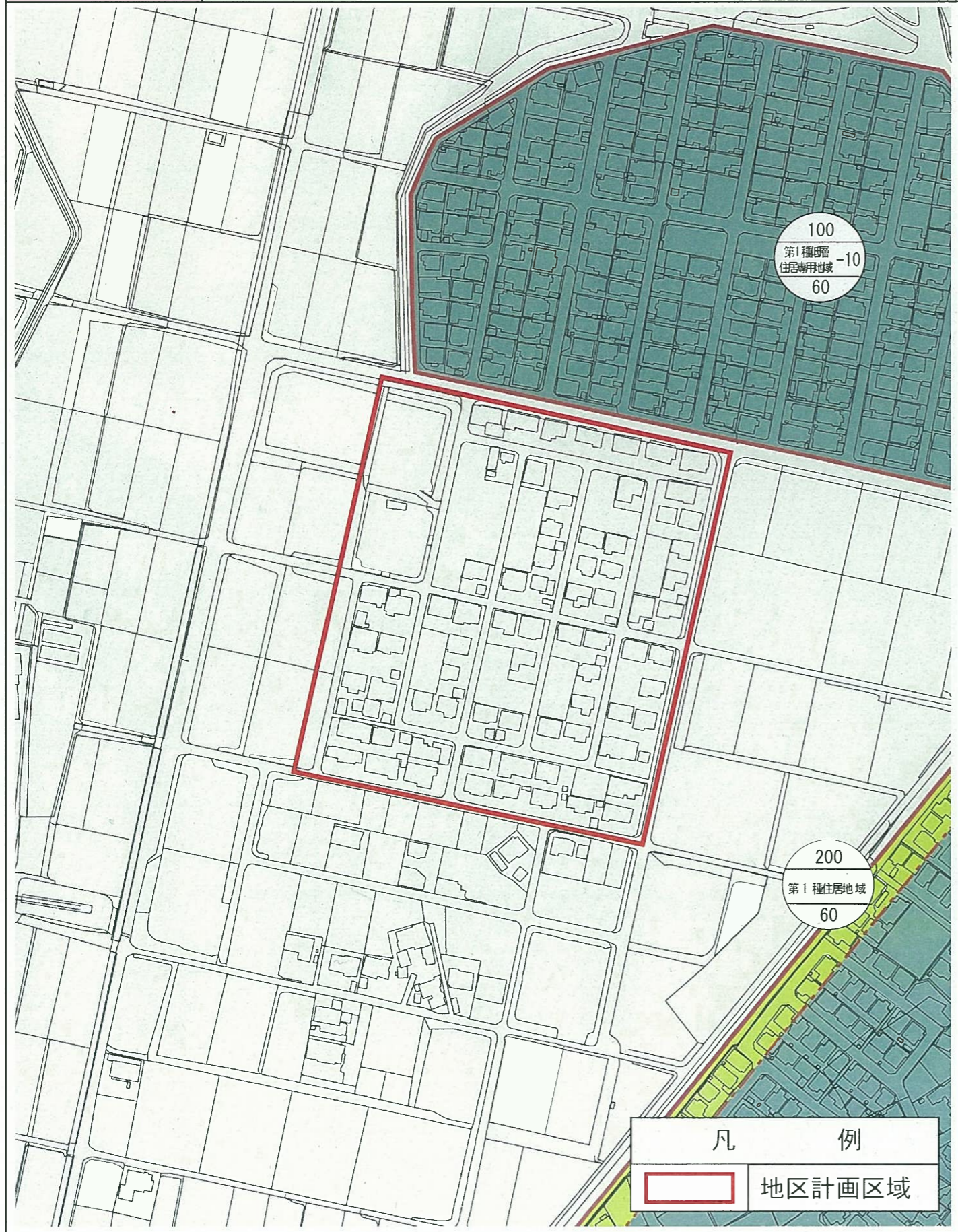
さくら

# 桜地区



ゆとりある住環境を守りましょう

名称	桜地区計画
位置	豊田市花園町桜
面積	約4.0ha



## 桜地区まちづくりルール

私たちのまち桜地区は、宅地造成事業によって道路、公園などがつくられ、良好な住宅地として整備されています。建物を建築する際に簡単なルールを守ることで、この桜地区をよりいっそう快適で住みやすいまちにすることができます。

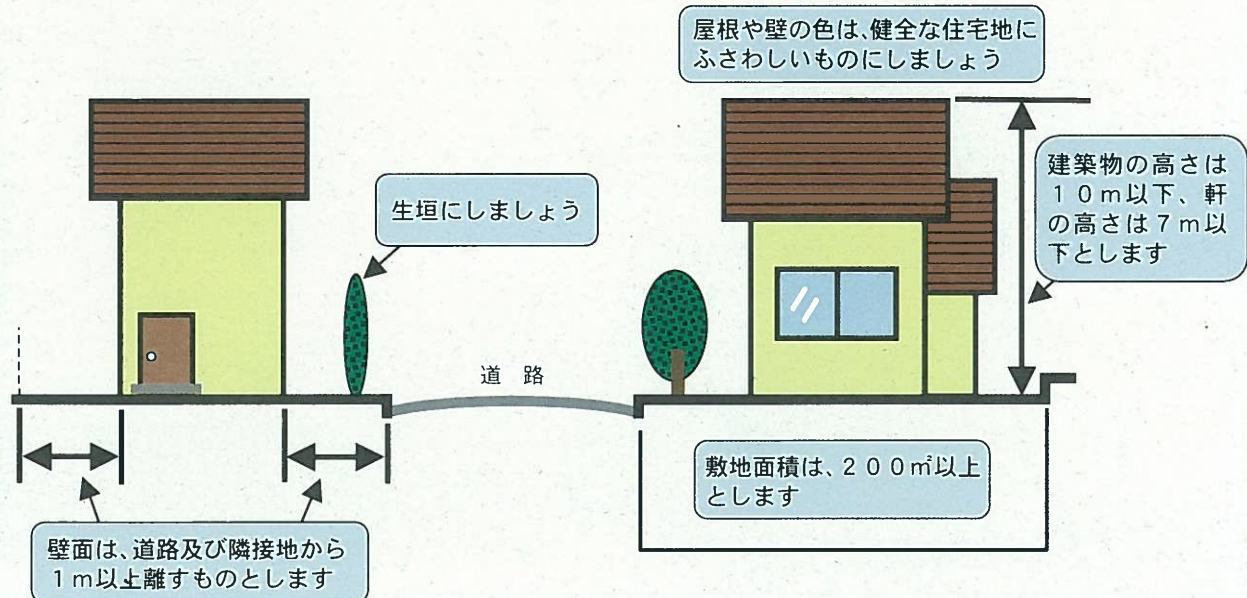
そこで、まちづくりのルール「地区計画」を定めました。みんなで自然環境と調和したゆとりあるまちづくりをしていきましょう。

最終決定年月日／平成19年4月6日 告示  
 当初決定年月日／平成14年3月29日 告示

地区	名称	桜地区計画
	面積	約4.0ha
都市計画	用途	第一種低層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	100%
	高さ	10m
地区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの 3 共同住宅（3戸以上のものを除く。） 4 幼稚園、図書館、集会所その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、身体障がい者福祉ホームその他これらに類するもの 7 診療所 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 9 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
計	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの 2 建築物の付属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	建築物の高さの最高限度	建築物の軒の高さは7mを超えてはならない。
画	建築物の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は、健全な住宅地にふさわしいものとし、原色は使用しないものとする。
	垣又はさくの構造の制限	敷地境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生垣としなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。 1 高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が2m以下のフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。） 2 道路境界線から1m未満の距離に設置する門扉であって、当該部分の見附面積の合計が5㎡以下のもの

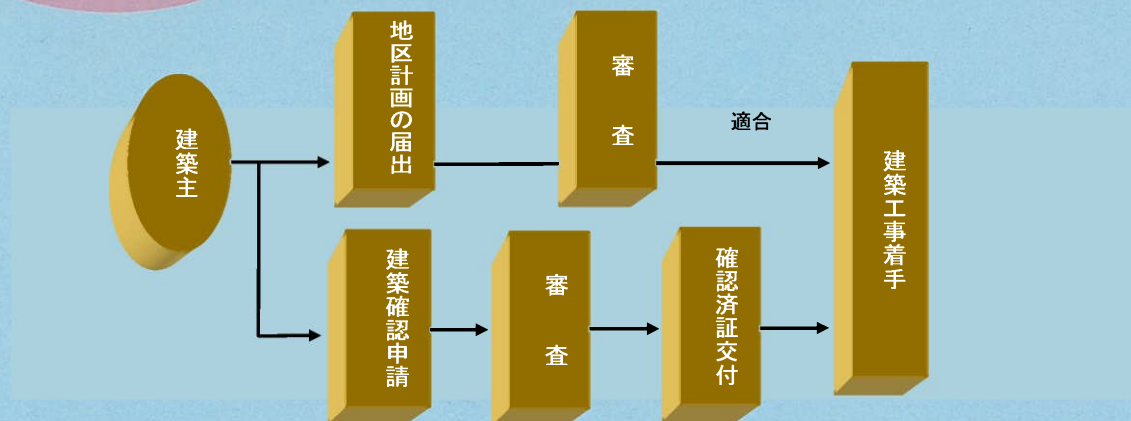
## 《桜地区計画》

○敷地面積、壁面位置、高さ、形態・意匠、垣・さくの制限があります。



## 届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620